

第1回川口市総合計画審議会 議事概要

- 日時：平成26年11月20日（木） 13時～15時
- 場所：川口市役所 5階 大会議室
- 出席委員：小嶋会長、齋藤委員、吉田委員、松本委員、小林委員、金子委員、石川委員、伊藤委員、岡田委員、金澤委員、小原委員、武井委員、龍口委員、邊田委員、山岡委員、山崎（ゆ）委員、山崎（さ）委員、操木委員、谷田部委員
- 欠席委員：金井副会長
- その他出席者：奥ノ木市長、清水市長室長、蓮尾政策審議監、橋口企画財政部長、沢田危機管理部長、岩城理財部長、小西市民生活部長、大久保福祉部長、安田健康増進部長、飯田健康増進部理事、高橋環境部長、原田経済部長、押田建設部長、栗津技監兼都市計画部長、境沢都市整備部長、黒須下水道部長、田中水道部長、江連生涯学習部長、茂呂学校教育部長、榎本消防長、鈴木政策審議員、田村政策審議員、横溝政策審議員、宮澤政策審議員
瀬切総合政策課長、小山総合政策課長補佐兼総合政策係長、小川主査、芝崎主任、吉川主任、芦澤主任、山本主事、野村総合研究所山口様、野村総合研究所大沼様
- 議題：委嘱書交付
正・副会長の互選
諮問
勉強会「総合計画について」
議事
 - （1）審議会の進め方について
 - （2）第5次川口市総合計画の策定について
 - （3）審議会日程について
- 傍聴人の数：0名
- 会議資料：次第
 - 川口市総合計画審議会委員名簿
 - 川口市総合計画審議会設置条例
 - 第5次川口市総合計画 案文
 - 資料1 第5次川口市総合計画の構成
 - 資料2 第5次川口市総合計画書の構成（案）
 - 資料3 基本構想骨子（案）
 - 資料4 川口市総合計画審議会開催スケジュール（平成26年度）

(概要)

(委員の委嘱、正・副会長の互選、審議会への諮問について)

- 市長から委員委嘱と当審議会への諮問が行われた。
- 委員の互選により、会長は小嶋委員、副会長は金井委員と決定した。

(審議会の進め方について)

- 審議会の進め方について事務局の案が承認された。

(第5次川口市総合計画の策定について)

- 第5次川口市総合計画書の全体構成や計画期間に関して事務局より説明を行った。
- 今年度の審議対象は、「3序論」から「4基本構想」、「5総合計画の実現」であることとし、これらの概要に関して事務局より説明を行った。

(審議会日程について)

- 今年度は、本審議会を含め全5回、審議会を開催することとした。第2回審議会以降の日程は以下の通り行うこととなった。

第2回：平成26年12月24日（水）午前10時

第3回：平成27年1月22日（木）午前10時

第4回：平成27年2月13日（金）午後3時

第5回：平成27年3月12日（木）午前10時

- 本計画策定までの全体スケジュールに関して事務局より説明を行った。

1. 開会

- ・総合政策課長より平成 26 年度第 1 回川口市総合計画審議会の開会宣言があった。

2. 委嘱書交付

- ・市長より各委員に委嘱書を交付した。

3. 市長あいさつ

【市長】

本日は、第 1 回川口市総合計画審議会を開催させていただいたところ、ご多忙中にもかかわらず、ご参集いただき、心から御礼申し上げます。

本審議会委員の委嘱をさせていただいた。今後、審議願うことになるが、よろしくお願い申し上げます。

1 1 月 9 日に開催した「川口宿 鳩ヶ谷宿 日光御成道まつり」をもって、市長に就任してから 9 か月となった。その間、公約の通り中核市移行の宣言を行った。3 大プロジェクトも少しずつではあるが、進めているところである。

さて、この総合計画は、本市のまちづくりの具体的な指針となる極めて重要なものである。現在の第 4 次川口市総合計画は、平成 22 年に策定し、前期基本計画が平成 28 年 3 月までとなっていることから、改訂を予定していた。

しかしながら、ご案内のとおり、鳩ヶ谷市との合併や中核市への移行を表明するなど、本市を取り巻く環境が大きく変化したことから、新たな総合計画の策定に着手することとしたところである。

新たな総合計画の策定にあたっては、現況の分析、これからの課題などを整理し、社会経済情勢の変化を踏まえた新しい目標を定め、中核市となった川口市の将来像を描くことが大切であるという考えに至った。

今回、本審議会委員をお願いする皆様は、市内の各界、各層でご活躍されている方をはじめ、公募委員の方にもご参加いただいたところである。

皆様には、市民の代表として様々な角度からご審議いただき、「元気な川口」を、市民の皆様とともにつくっていただけるような総合計画の策定を目指し、お力添えをいただきたい。

4. 自己紹介

- ・各委員より自己紹介があった。
- ・事務局より自己紹介があった。

5. 正・副会長の互選

- ・委員の互選により会長は小嶋委員、副会長に金井委員と決定した。

6. 正・副会長あいさつ

【会長】

このたび、会長という大役をいただき感謝申し上げます。このような重大な審議会の会長ということで身の引き締まる思いである。見ての通り歳は重ねているが、もとより浅学菲才である。総合計画に係る審議会では、前回及び前々回と副会長の役をいただき、経験だけは積ませていただいたところである。

今回の審議会は、市長の話にもあったように、中核市への移行等、大変難しい課題が多くある。皆様にお世話になりながら一所懸命、自分の能力以上に努めたいと考えている。

委員の皆様にも、絶大なるご協力とご理解、ご支援を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

(副会長は欠席)

7. 諮問

【市長】

- ・市長より会長に諮問書を手渡す。

8. 勉強会

- ・埼玉大学齋藤教授より「総合計画について」の講義があった。

(1) 休憩の宣告(午後1時40分)

- ・幹事の入室があった。

(2) 再開の宣告(午後1時48分)

- ・幹事より自己紹介があった。

9. 議事

- ・事務局から配布資料の説明があった。

【総合政策課長】

会長、進行をお願いします。

【会長】

審議のほど、よろしくお願いします。

(1) 審議会の進め方について

【会長】

議事の(1)審議会の進め方について、事務局から説明願います。

【総合政策課長】

まず、会議の進め方について説明する。

第1回目の本日は、今年度審議願う部分の概要を説明し、次回から具体的な審議に入る。今年度のスケジュールは、別途説明するが、基本的には、本日配付したピンク色の表紙の「総合計画案文」をもとに、内容説明ののち、意見、協議願いたい。質疑がある場合は、必要に応じ、事務局および担当部局に関わる事項は担当部長で対応し、検討・調整が必要な内容については、次回の会議にて結果の報告・確認を行いながら、次の審議に進むと言う流れである。

次に、会議録について説明する。

本審議会の記録として、毎会議ごとに会議録を作成する。会議録は要点筆記とし、委員には、会議開催後、概ね2、3週間を目途に、まず発言者の氏名を記載した会議録を配布し、校正をお願いする。委員からいただいた校正を反映させた最終的な会議録は、発言者氏名をふせ、委員に配布し、その後、市役所の市政情報コーナー、市のホームページ上にて公開する取り扱いとする。

なお、公開する会議録には、署名人の署名をお願いする。署名人は会長には毎回お願いし、その他の委員には、名簿の順に輪番で2名ずつとすることによろしいか。

【委員】

異議なし。

【総合政策課長】

それでは、今回の議事録署名人は、小嶋会長、齋藤委員、吉田委員をお願いする。

説明は以上である。

(2) 第5次川口市総合計画の策定について

【会長】

次に、議事の(2)第5次川口市総合計画の策定について、事務局から説明願います。

【総合政策課長】

それでは、説明する。

第4次総合計画は前期計画を平成22年4月から28年3月まで、後期計画を平成28年4月から34年3月までとしているため、本来であれば、基本計画を平成26年度、27年度の2年間で改訂し、28年度スタートの後期計画を作る時期であった。さきほど、市長の話にもあったとおり、鳩ヶ谷市との合併を経て、今年度、新たな方針として、本市は中核市への移行を表明した。これを大きな転機とし、第4次計画の期間中ではあるが、改訂ではなく、新たに第5次計画を策定することになった。

基本構想、基本計画の策定にあたっては、今年度当初より現行計画の検証のため、様々な調査分析を行っている。市長のヒアリングに始まり、庁内では、部長・課長を対象にヒアリング・アンケートを行い、市民対象では、市民意識調査アンケート、市民提案の募集、地域別の市民や、市内企業・団体へのヒアリングなどをおし、現行計画の成果、課題、要望等を抽出した。

第5次計画では、第4次計画の前期計画の成果と併せ、中核市を目指すことによる広がり意識し、新たな総合計画の策定を進めていく。

それでは、資料1をご覧ください。第5次総合計画の組み立ては、第4次と同様に、基本構想・基本計画・実施計画の3層構造とするが、基本構想の計画期間は、第4次計画では12年としていたものを10年とした。これは近年の社会情勢の変化が大きいことを捉えたものだが、それに加え、本市は平成30年4月に中核市への移行を表明したことから、移行後の状況変化を少しでも早い段階で反映できるようにするためである。

そもそも、現行の計画を12年間としたことは、基本構想、基本計画、実施計画の3層構造の中で、実施計画を3年間ずつ4期の計画としていたため、3の倍数の12年間にする必要があったことも、一つの要因であった。しかし資料1の右側の図を見るとわかるように、実施計画の考え方を、3年先を見据えた計画を毎年策定するとしたことにより、3の倍数に拘る必要が無いと判断した。

このような考えのもと、第5次総合計画は、基本構想を10年、前期基本計画を5年、後期基本計画を5年、実施計画は3年先を見据えて毎年策定することを想定している。

基本構想は、先ほどの勉強会でも説明があったように、本市のまちづくりの方向性を示すもので、基本計画は、基本構想の将来の姿を実現するために重要な課題や施策を体系的にまとめたもの、また実施計画は、基本計画を推進する手段として有効な事業を、具体的に示すものである。

総合計画書に書き込む内容は、基本計画までとなり、実施計画は毎年事務局にて別冊で作成する。

資料2をご覧ください。総合計画書全体の構成をまとめたものである。

1 市長のあいさつ・2 目次・3 序論・4 基本構想・5 総合計画の実現に向けて、そして基本計画と資料編という組立てになる。

今年度は、3 序論・4 基本構想・5 総合計画の実現に向けて、までを審議予定とする。

資料3をご覧ください。こちらは、ピンク色の表紙の総合計画案文の構成・骨子をまとめたものである。

本日は、資料3に基づき、3から5までの概要を説明し、次回から、総合計画案文について、具体的に審議願うものである。

まず、3 序論の概要であるが、3-1 川口市の沿革では、市名の由来、産業の成り立ち、市域の成り立ちを時系列となるように記載している。第4次計画での記載を、シンプルにまとめたものである。

3-2 川口市の特色では、立地環境等を主に記載しており、内容については、第4次から大きな変更はない。

3-3 社会情勢の変化では、川口市をとりまく、国など社会情勢の変化を10項目の論点で記載している。

3-4 川口市の状況では、近年の本市での、中心的な動きを記載している。

(1) 鳩ヶ谷市との合併では、合併後は両市の地域資源を活かし、一体的なまちづくりを進めてきたが、今後も広域的で一体的なまちづくりと、スケールメリットを活かした行財政運営が必要であることを記載している。

(2) 市民が活躍できる環境づくりでは、自治基本条例とそれに基づく3条例の制定により、市民参加によるまちづくりの環境が整ったことを記載している。

(3) 川口市のアイデンティティの高まりでは、御成道まつりや赤山歴史自然公園などの、新しいものと既存の資源を活かして、川口市の魅力を高めていくことが期待されることを記載している。

(4) 地域社会のリーダーとなる人材の育成では、新市立高校の整備に関わり、地域社会のリーダーとなる、人材の育成をめざすことを記載している。

(5) 公共施設の老朽化では、公共施設の老朽化による更新と財源の必要性、特に本庁舎については、地域の活性化、経済性、行政サービスの充実など総合的な視点から、検討が進められていることを記載している。

(6) 中核市へ向けた動きでは、中核市への移行を表明したこと、事務権限を強化して、本市の特性を活かしたまちづくりをしていくことを記載している。

3-5 まちづくり推進上の課題は、3-2、3-3、3-4を踏まえての本市の課題である。本市の捉えるべき、大きな課題のうちの一部として、7項目を記載している。

その他の課題の詳細は、基本計画にて記載をする予定である。

次のページをご覧ください。4 基本構想である。

4-1 では策定の目的を簡潔にまとめ、社会情勢の変化や合併・中核市への移行など川口市の状況の変化を受け、本市の将来の姿と、その実現のためのまちづくりの指針として、第5次計画を定めたことを記載している。

4-2 は総合計画の構成と期間であるが、先ほど、説明したように、総合計画は基本構想、基本計画、実施計画の3層構造とするが、基本構想は10年、基本計画は前期5年・後期5年、実施計画は毎年、3年先を見据えて策定することを記載している。

4-3 は基本理念として3つ設定し、総合計画の根幹となる考え方を示している。

1つ目は、市民とつくるまちづくりで、市民と行政との協働によるまちづくりを指すものである。

2つ目は、多様な主体の共生共栄として、多様な市民同士が共に生き、共に魅力や個性を伸ばすことを想定し、住宅や工場または農地などの共生などもイメージしている。

3つ目は、持続可能な市政運営で、行政改革を積極的に推進するなど、将来に渡って責

任のある市政運営に努めることを記載している。

4－4 将来の姿では、将来都市像とめざす姿を設定している。

将来都市像は、「人としごとが輝く しなやかでたくましい都市 川口」とした。

解説すると、本市の原点である鋳物は、強靱で堅牢であるだけでなく、造形は自由で優れた特質があり、そこに「しなやかさとたくましさ」をイメージしている。また、本市の特産である植木をはじめとする緑も「しなやかでたくましい生命力」の象徴と言える。将来都市像で示している「しなやかさ」と「たくましさ」は、本市に受け継がれた伝統技術を意識しつつ、市民とともに進めていく都市づくりへの想いをこめたものである。

そして、子どもから大人まで全ての「ひと」、そして、市内産業や労働に関わる全てを含む「しごと」が、しなやかでたくましく輝ける都市を、将来都市像としたものである。

その下には本市のめざす姿として6項目を設定している。

このめざす姿を実現するために、市はどのような施策を講じ、その施策の目的を達成するため、どのような単位施策を設定するのか、またその単位施策のためには具体的にどのような事業を実施するのか、というように、基本構想・基本計画・実施計画の3層構造の構成全体がツリーのような形になる。市が行う様々な事業が、最終的にめざす姿の達成につながり、将来都市像である「人としごとが輝く しなやかでたくましい都市 川口」の実現へとつながる。

この6つのめざす姿は、来年度審議予定の「基本計画」の各章として設定する予定で、この分類は第4次計画とは異なる。

第4次計画の目次をご覧いただきたい。右側のページの基本計画をご覧いただくと、章立てとして「福祉・保健」「教育・文化」「産業」などと行政分野で分けている。それを第5次計画では、この6つのめざす姿ごとにまとめ、行政の縦割りの分類を組み直し、基本構想・基本計画・実施計画の流れに整合性を持たせてまとめていく。

資料3にお戻りいただきたい。

1つ目のめざす姿は、全てのひとにやさしい“生涯安心なまち”である。

本市の地域特性に応じて、子育て、高齢者福祉サービスの充実をはじめ、全てのライフステージにおいて、市民が安心して暮らせるまちをめざすものである。

2つ目は、子どもから大人まで“個々が輝くまち”である。

知徳体の調和のとれた、しなやかでたくましい人材を育てること、まちの活力にもつながるような市民の自己実現の機会づくりをめざすものである。

3つ目は、産業や歴史を大切にした“地域の魅力と誇りを育むまち”である。

産業や文化・歴史、自然環境などの様々な特徴を、本市の魅力と誇りとして発信し、多くの交流を生み出すまちをめざすものである。

4つ目は、都市と自然が調和した“人と環境にやさしいまち”である。

自然と都市の営みを両立するため、自然環境の保護と生活環境の向上を施策の軸に、都市と自然が調和する人にも環境にもやさしいまちをめざすものである。

5つ目は、誰もが“安全で快適に暮らせるまち”である。

魅力や課題の異なる地域の特性に応じたまちづくりを推進しながら、日々を安全にくらすための防災防犯活動などを行うことで、安全で快適に暮らせるまちをめざすものである。

6つ目は市民・行政が協働する“自立的で推進力のあるまち”である。

市民と行政との協働によるまちづくりを推進し、計画的・効率的な行財政運営のため、人材育成や公共施設の適正化など、行政改革をさらに推進するものである。

以上の6つのめざす姿の実現が、将来都市像に結びつくものである。

次ページの5 総合計画の実現に向けてである。この部分は、第4次計画には記載が無く、第5次において新たに記載した。総合計画の実現に向けて、意識しなければならない大切な事項をまとめているもので、協働によるまちづくり、確かな行政運営の推進などを記載した。

以上、今年度審議願う部分の、概要説明であるが、次回からは、総合計画案文について、具体的に審議願いたい。

説明は以上である。

【委員】

質疑なし。

（３）審議会日程について

【会長】

議事の（３）審議会日程について、事務局から説明願います。

【総合政策課長】

資料4をご覧ください。今年度は資料4にお示しした日時、場所、内容で、本日を含め5回の開催を予定しているところである。

具体的には、総合計画案文をもとに、このスケジュールに併せ、審議願いたい、内容は審議の進捗状況により、変更になる場合もあると考えている。

会議の開催通知は、開催10日前を目途に、郵送したい。

来年度の審議会開催予定についても、今年度の進捗状況を確認した上で、できるだけ早く設定し、お知らせしたいと考えている。

来年度は、基本計画部分の審議となり、今年度よりもボリュームもある。毎月開催とし、一通りの審議を終了し、10月にはパブリックコメントを実施、その結果報告と併せ最終調整を行う審議会を経て、12月までには市長への答申を行う予定を考えている。

審議会も、第4次計画では19回開催しているが、第5次計画では、なるべく効率的に進め、会議の場以外でも、委員から随時、意見等を賜りたいと考えている。

【委員】

質疑なし。

【会長】

それでは、そのような日程で、進めていくこととする。

10. その他

- ・その他について、事務局及び委員共に特になし。

11. 閉会

- ・会長より閉会宣言があった。

以上